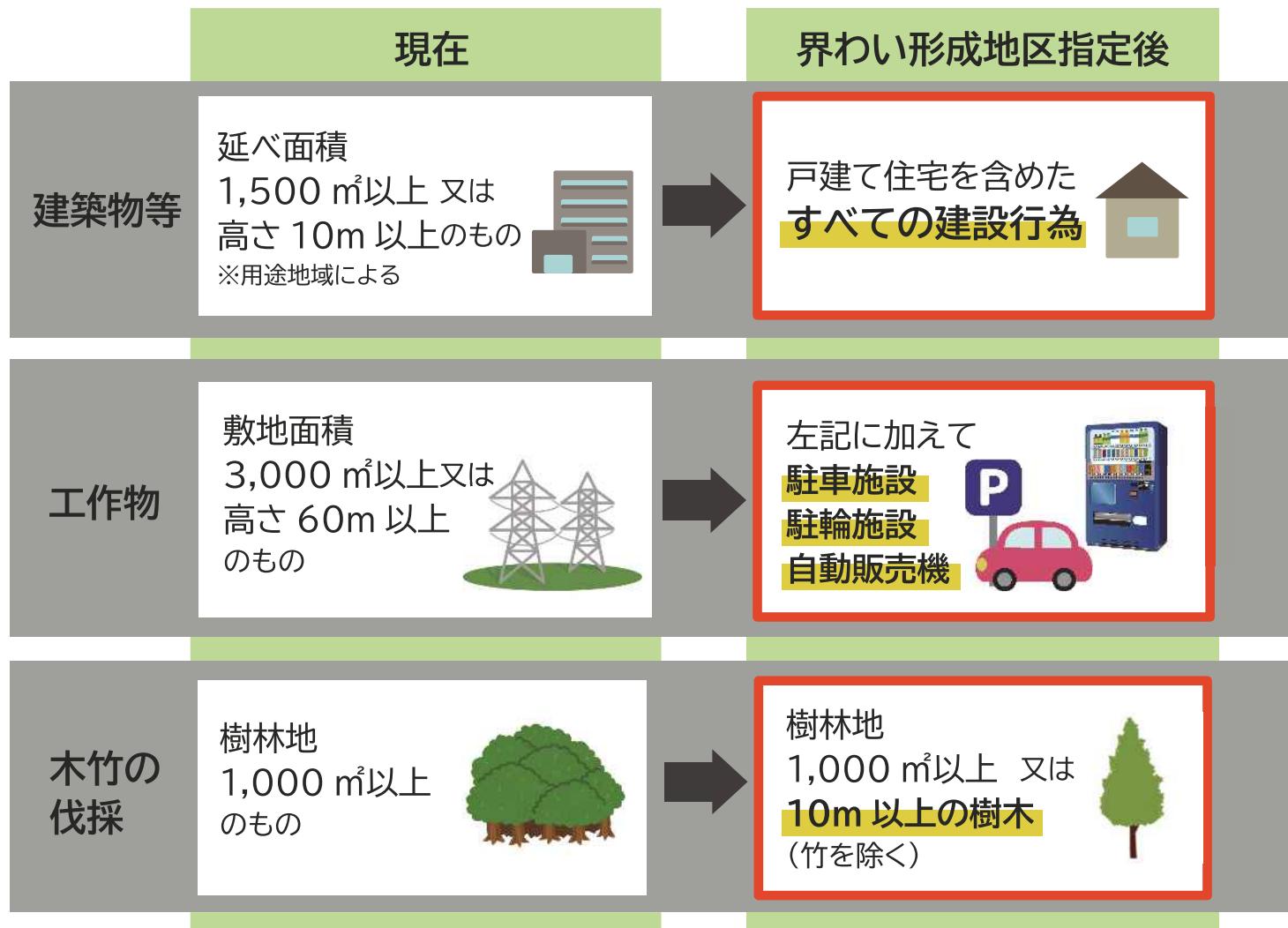


届出が必要になるのは？

指定以後に新築・増築等をされるものが対象となります。

界隈い形成地区では、戸建て住宅を含む建築物、コインパーキングや駐輪施設、自動販売機にも新たに届出が必要になります。

その他、一定規模以上の建築物の新築や工作物の新設等、開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採、土石や廃棄物の堆積等は、これまで通り届出の対象とします。



奥沢1~3丁目等界隈い形成地区／届出対象行為・規模

行為	規模又は内容
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	すべてのもの ただし、仮設建築物並びに隣接する道路等から容易に望見することができないもの及び望見したときに外觀の変化のないものを除く
工作物※1 の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	敷地面積が 3,000 m ² 以上又は高さが 60m以上のもの 商業地域、近隣商業地域以外に設置される自動車車庫等(自動車、自動二輪車、自転車及び原動機付自転車のためのもの。ただし、戸建て住宅、長屋、共同住宅等に設置される居住者用のものを除く)、自動販売機については、すべてのもの
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	区域の面積が 3,000 m ² 以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	区域の面積が 3,000 m ² 以上のもの
木竹の伐採	樹林地※2 の面積が 1,000 m ² 以上のもの ただし、 高さ 10m 以上の樹木 (竹を除く。)については、すべてのもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積	区域の面積が 3,000 m ² 以上のもの

※1 橋梁以外の工作物は、煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔、昇降機、コースター、製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫(建築物であるものを除く)、墓園、駐車施設、駐輪施設、自動販売機その他これらに類するものとする。なお、架空電線路用並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する電気事業者及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの(擁壁を含む)並びに電気通信事業法第 2 条第 5 項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

※2 樹林地の面積には、樹林地と連なる広がりをもった草地などを含むものとする。